

役員候補者選出規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、定款第12条及び組織運営規程第9条の規定に基づき、本会の理事又は監事（以下、「役員」という）の選任に関する事項を定める。

第2章 役員推薦委員会

(委員会)

第2条 前条の事業を円滑に行うため、役員推薦委員会（以下、「委員会」）を置く。

2 前項の委員会の委員は、理事会において役員を除く正会員より選出し、会長が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条 この委員会の定数は7名とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員が生じた場合は理事会で補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の構成及び開催)

第4条 委員会は、委員の互選により委員長を選出する。

2 委員長は委員を代表し、役員の立候補及び推薦に関する業務を統括する。

3 委員長は、委員会を招集する。

4 委員会は、構成委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

5 委員の代理は認めない。

6 委員は、役員に立候補又は推薦候補となることができない。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、次の業務を行う。

(1) 役員選出の告示

(2) 理事又は監事の立候補届出又は取消の受付、資格審査及び公示

(3) 理事又は監事候補者の推薦

(4) 選任後の役員の公示

(5) その他、役員の選出に必要な事項

(守秘義務)

第6条 役員推薦委員は、会議で知りえた重要事項を、退任後においてもみだりに外部に漏らしてはならない。

(役員の数)

第7条 理事会は、定款の定める範囲内で役員の数を決める。

第3章 役員の選出

第1節 役員候補者の選出

(役員候補者の選出基準及び役員の資格)

第8条 役員は立候補制とする。ただし、立候補届出期限を過ぎても候補者数が定款第12条に定める役員の定数に満たないときは、役員改選期に当たる定期総会前に、下記の基準を目安に委員会が立候補者を含めて候補者を選出するものとする。

(1) 将来の全会運営、事業運営及び現状の会員を十分考慮すること

(2) 新しい役員候補者を選出する場合は、本会のこれまでの活動実績、貢献度等を総合的に

勘案すること

2 役員候補者は、社団法人広島県臨床検査技師会及び一般社団法人広島県臨床検査技師会に、正会員として継続して通算5年以上在籍していなければならない。

(立候補の届出・取消)

第9条 役員に立候補をしようとする者は、委員会において別に定めた立候補届出期限内に、所定の様式により、委員会に立候補を届け出なければならない。

2 立候補を取り消すときは、立候補届出期限以内に理由書を添えて、委員会に届け出なければならない。

(役員候補者名簿の公示及び送付)

第 10 条 役員推薦委員長は、委員会の名において前 2 条の規定により役員候補者となった者の名簿を作成し、役員改選期にあたる定期総会前にこれを公示するとともに、当該総会の議案として正会員宛に送付する。

第 2 節 役員の選任

(役員の選任)

第 11 条 役員の選任は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席した総会において、出席した正会員の議決権の過半数の同意でこれを行い、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 選任の執行は、議長の指示によって行う。

3 役員候補者の合計数が定款第 12 条に定める定数を上回る場合には、総会の決議により過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

4 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。ただし、書面又は電子的記録による議決権行使の結果、総会の開催前に複数の役員選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、当該総会において、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括決議することを、出席した正会員に諮り、それに異議の出ない等のときは、候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

5 決議は次のいずれかの方法による。

(1) 挙手

(2) 起立

(役員欠員補充)

第 12 条 役員に欠員が生じ、後任者の選任を行う場合は、委員会の推薦に基づき役員推薦委員長が総会に提案し、総会の決議を経なければならない。

2 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その役員としての権利義務を有する。

4 選任の方法は前条の規定によることとする。

第 4 章 雑 則

(規程の変更等)

第 13 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この規程を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。